

介護に直面した旨を労働者が申し出たときの個別の周知・意向確認（令和7年4月1日）

【1：概要】

・対象：介護に直面した旨の申出をした労働者

・周知事項：① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度※等

② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など）

③ 介護休業給付金に関すること

※：i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度

iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度

v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

・個別周知・意向確認の方法：①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

（①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ）

【2：従業員研修動画を用いて、個別周知を実施する場合のメール文案】

対象従業員各位

新たに介護に直面した旨を申出した方へこのメールを送付しています。

対象となった方を対象に個別面談を実施します。

面談を円滑に実施するため、事前に東京労働局のホームページに掲載されている従業員研修動画の視聴と、介護休業制度・介護休暇制度・所定外労働の制限・時間外労働の制限・深夜業の制限、不利益取扱いの禁止をご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/ikukai_kensyu_2024.html